

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条の規定による対策本部の設置について

1 新型インフルエンザ等対策本部の設置について

令和 3 年 7 月 8 日、政府対策本部長（内閣総理大臣）から東京都に緊急事態宣言が発出されたことに伴い、武蔵野市は新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第 34 条第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

名 称：武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）

対策本部長：武蔵野市長（特措法第 35 条第 1 項）

本 部 員：副市長、教育長、消防団長、市長が任命する市職員（特措法第 35 条第 2 項）

設置期間：令和 3 年 7 月 12 日（月）から緊急事態の解除が宣言されるまでの間

設置場所：武蔵野市役所〔東京都武蔵野市緑町二丁目 2 番 28 号〕

所掌事務：武蔵野市（以下「市」という。）が実施する市の区域に係る新型コロナウイルス感染症対策の総合的な推進に関する事務を行う。（特措法第 34 条第 2 項）
対策本部の庶務は、防災安全部安全対策課及び健康福祉部健康課が行う。

2 対策本部長の権限

- ① 市が実施する市の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）に関する総合調整を行うことができる。（特措法第 36 条第 1 項）
- ② 東京都対策本部長（以下「都本部長」という。）に対し、東京都（以下「都」という。）、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。（特措法第 36 条第 2 項）
- ③ 都本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する緊急事態措置に関する要請を行うよう求めることができる。（特措法第 36 条第 3 項）
- ④ 都本部長に対し、市の区域に係る緊急事態措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。（特措法第 36 条第 4 項）
- ⑤ 2-①に規定する総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る緊急事態措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。（特措法第 36 条第 5 項）
- ⑥ 市教育委員会に対し、市の区域に係る緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。（特措法第 36 条第 6 項）
- ⑦ 都本部長に対し、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため、都の区域に係る緊急事態措置の実施に関し必要な要請をすることができる。（特措法第 36 条第 7 項）

3 都知事による代行

新型インフルエンザ等のまん延により市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、都知事に対し、市長が市の区域に係る緊急事態措置の全部又は一部の実施を要請することができる。（特措法第 38 条第 1 項）